

- 第1条
(名称) 本コミュニティは、地球観測データ利用ビジネスコミュニティと称する。
- 第2条
(目的) 現在入手可能な国内・海外の衛星データを活用したソリューションビジネスの発展・利用推進に貢献する事を目的とする。
この為、衛星データ付加価値情報サービス(ソフトウェア並びに応用手法も含む)事業を志向する企業およびこれらに賛同する個人と、地球観測データ利用に関連する国、自治体、独立行政法人等が集い、地球観測データユーザーのニーズの収集を行う。その上で、地球観測データ利用ビジネス促進のための要望をとりまとめて国に提案を行う。また並行して、一般の方が成功事例を容易に理解できる様にビジネスモデルの検討等を実施する。また、その成果物を本コミュニティ会員に提供していく。
- 第3条
(所在地) 本コミュニティを、事務局の所在地に置く。
- 第4条
(活動) 本コミュニティは、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。
1. 地球観測データ利用ビジネス促進の為の要望まとめ並びに提案
2. 衛星データ利用の成功事例の収集
3. ビジネスモデルの検討と会員への提供
4. リモートセンシング人材育成への貢献
- 第5条
(会員) 本コミュニティは、第2条に掲げる目的に賛同する会員をもって組織する。(細則2)
- 第6条
(入会) 1. 本コミュニティに参加を希望するものは、別途定める入会申込書により入会希望の手続きをとるものとする。
2. 新たに加を希望する者は幹事会の決議によって承認決定される。
- 第7条
(収入) コミュニティの経費は、入会金、年会費、一時金及びその他の収入をもってあてる。(細則2)
尚、年会費等の変更は総会承認により変更可能なものとする。
- 第8条
(退会) 1. コミュニティから退会する場合は、その旨遅滞なく書面にて事務局に連絡する。
2. 退会する場合は、支払った入会金、年会費は返済されない。
- 第9条
(守秘義務) 1. 会員は事務局から守秘の指定があった資料、情報を事務局の了解なしに第三者に開示、漏洩してはならない。
2. 退会後も前項を遵守するものとする。
- 第10条
(役員) 本コミュニティには以下の役員をおく。
1. 会長(1名)、監事(1名)
2. 会長は本コミュニティを代表し、会務を統括する。
3. 監事は、会計監査等、コミュニティ活動全般に関わる監査を行う。
4. 役員の任期は特に定めない。ただし総会の決定により、変更可能とする。

第11条
(総会)

1. 総会は、会員(正会員)をもって構成する。
2. 通常総会は年 1 回会長がこれを招集し、会長は、その議長となる。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を召集することができる。
3. 総会は、会員(正会員)会社の過半数の出席をもって成立するものとする。ただし、会員が総会に委任状を提出した場合には、その数を出席者にかわえることができる。
4. 総会の議決は、議決権を有する出席者の過半数で決し、可否同数のときは 議長の決するところによる。
5. 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 予算の議決及び決算の認定。
 - (2) 事業計画及び事業報告の承認。
 - (3) 規約の変更。
 - (4) その他会長が重要と認める事項。

第12条
(幹事会)

1. コミュニティに幹事会を置く。
2. 幹事会社は6社以内とし会員(正会員)の互選により選出する。
3. 幹事会社の任期は、2年とし再任を妨げない。
4. 幹事会社が欠けた場合における補欠幹事会社の任期は残任期間とする。
5. 幹事会は、必要に応じ相互に召集する。
6. 幹事会は、幹事会社の過半数の出席をもって成立するものとし、出席者の過半数で決する。尚、幹事会議事録を作成し事務局経由で正会員へ送付を行うものとする。
7. 幹事会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべき事項の審議
 - (3) 会員の入退会に関する事項
 - (4) 総会の招集に関する事項
 - (5) 総会、幹事会の開催、運営に関する事項
 - (6) 総会、幹事会の議事録の作成に関する事項
 - (7) コミュニティの広報・宣伝ならびに、社外発表資料の承認に関する事項
 - (8) ホームページの運営に関する事項
 - (9) 会長から指示ある事項
 - (10) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

第13条
(事務局)

1. コミュニティの会務を処理するため、事務局をジオテクノス株式会社(住所:東京都墨田区押上一丁目1番2号東京スカイツリーイーストタワー14階)内に置く。
2. 事務局には、事務局員を置き、コミュニティの運営に係わる事務を行う。
3. 事務局の組織及び運営について必要な事項は、幹事会の議決を経て別に定める。(細則1)

第14条
(活動部会)

幹事会の元に、活動部会として、企画部会並びにテーマ毎の作業部会を設置する。尚、作業部会は会員の発議を受け、幹事会の承認を得て、新設・解散が可能なものとする。
作業部会は、作業部会名でコミュニティ外への発表並びに部会内予算管理を行うこととしタイムリーな活動を行うものとする。尚、各作業部会は座長を選任し、座長は上記作業部会全般管理を行う。コミュニティ外への発表について

は、幹事会の事前承認を必要とする。
また、活動部会には、幹事会社の参加を必須とする。

第15条
(議事)

総会、幹事会での議事については議事録、出席者リストを作成し、議長が署名を行う。

第16条
(経費支出)

総会、幹事会運営、第4条に規定した活動に必要な経費は会費から支出する。総会、講演会等の際に会費制で行なう懇親会における過不足金の調整は年度予算の範囲で経費から支払い可能とする。ただし、会員、幹事会社、役員、事務局員については無報酬とする。

第17条
(会計報告)

会計年度を5月1日から翌年4月末とし、年1回、会計報告を行う。

第18条
(著作権)

1. コミュニティ名にて作成される資料、報告書の著作権は、特段の取り決めが無い限り、当コミュニティに属する。
2. 会員はコミュニティ名にて提供される資料、報告書を事務局からの制限の指定が無い限り、自らの業務に利用することができる。

第19条
(解散)

コミュニティは総会の決議により解散することができる。
その際、未だ支出されていない資金は企業会員にその支払い金額に応じ均等に返却する。

付則1

(規約効力の発生) 本規約は本コミュニティの成立した、2010年3月2日より施行する。

細則1

事務局の業務は次の通りとする

1. 会員からの年度会費の徴収に関する事項
2. 活動費用の支出、費用管理に関する事項
3. その他コミュニティの運営に必要な庶務事項
4. 事務局は、役員・幹事経験者に本コミュニティの活動支援を求めることができる。予め幹事会の承認を得て、出張等の活動依頼及びその経費(交通費、宿泊費等)を実費支給することができる。

細則2

会員の区分について

会員の区分は以下の通りとする。

(1)会員

①正会員 入会金 3万円、年会費 3万円(ただし次年度から徴収する)

- ・ 衛星データ付加価値情報サービス(ソフトウェア並びに応用手法も含む)事業を志向する法人格を有する企業、および衛星データ付加価値情報サービスの拡大に賛同する個人とする。
- ・ 企画部会の主催する各種会議等に出席し意見を述べることができコミュニティ活動に参画することができる。
- ・ 希望すれば、幹事会承認を得て、各種作業分科会で活動を行うことができる。尚、この場合は参加会員は情報発信を行うことを基本とし、参加会員に限り情報共有可能とする。参加会員の総意により開示する事が出来る。

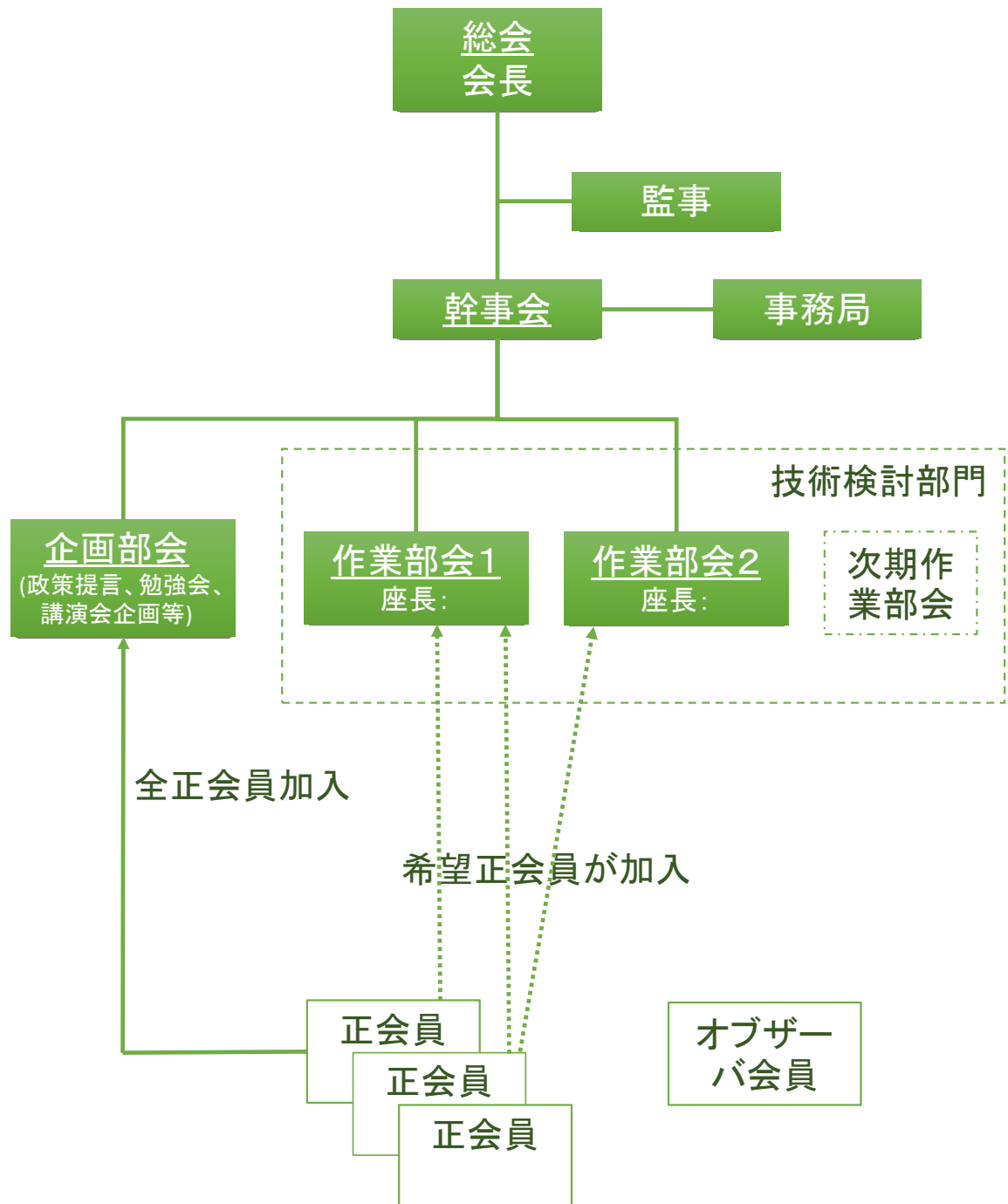
②オブザーバ会員 入会金 なし 年会費 なしとする

- ・ 衛星データ利用に関わる国、自治体、独立行政法人、社団法人、財団法人または個人とする。
- ・ 総会、定期講演会に参加できるものとする。

細則3

本コミュニティの組織図を次ページに示す。

地球観測データ利用ビジネスコミュニティ 組織図



細則4

内規について

幹事会承認を得て、内規を制定できる。幹事会は、制定後に会員に通知する。